

『新型コロナ感染症による納税困難者への対応—国税庁』

今般の新型コロナウイルス感染症によって納税が困難となった納税者に対し、国税庁は各種の猶予制度の活用を促している。

【換価の猶予】次の要件すべてに該当するときは、財産の差押えや換価が原則として1年間猶予され、猶予期間中の延滞税の一部が免除される。1) 国税を一時に納付することで事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある2) 納税について誠実な意思を有する3) 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がない4) 原則として、担保の提供がある申請は、納期限から6か月以内に、猶予申請書と、財産収支状況書及び担保提供書を提出する。



【納税の猶予】以下のケースに該当するときは原則として1年間、納税が猶予される。また、猶予期間中の延滞税の一部又は全部が免除される。1) 患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより備品や棚卸資産を廃棄した場合2) 納税者本人又は家族が罹患した場合、医療費や治療等に付随する費用3) 納税者が営む事業の休廃業、利益の減少によって生じた損失に相当する額申請には、猶予申請書に加え、損害の事実を証する書類、財産収支状況書、担保提出書、それから納税が告知されていない源泉徴収等による国税の場合は所得税徴収高計算書が必要となる。

『生涯現役就労のガイドライン 厚生労働省が公表』

生涯現役社会の実現に向けた動きが加速している。高年齢者雇用安定法の改正案も成立の見込みで、令和3年4月には70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務となる予定だ。

厚生労働省が発表した「高年齢者の雇用状況」によると、65歳までの雇用確保措置のある企業は99.8%でほぼすべての企業で達成されている状況となっている。これが徐々に70歳まで引き上げられるわけだ。そのような状況下、同省では高齢者の安全と健康確保のためのガイドラインを発表、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害防止のための健康づくりを推進したい考えだ。求められる措置は1安全衛生管理体制の確立等、2職場環境の改善、3高年齢労働者の健康や体力の状況の把握、4高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応、5安全衛生教育となる。具体的には高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてのリスクアセスメントや高年齢労働者の特性を考慮した作業管理などのソフト面の対策、高年齢労働者を対象に身体機能の維持向上、丁寧な教育訓練などがあげられている。実際、60歳以上の労働者の労災事故は増加傾向にある。従来より踏み込んだ取組みが求められているようだ。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com